環境経営方針

●基本理念

(株)新庄エレメックスは、事業活動において、地球環境との調和をめざし、資源有効活用と環境汚染の防止に取り組み、企業としての社会的責任を果たし、産業界及び地域社会に貢献して行きます。

●キャッチフレーズ

『自然豊かなこの環境を未来へつなごう』

●活動方針

1　当社の事業活動における環境負荷を低減するとともに、環境負荷にかかる経費の削減を行い経営の合理化と企業イメージの向上をはかり、企業の永続を目的に以下の項目を重点テーマとして取り組みます。

① 地球温暖化防止(二酸化炭素排出量の削減)
② 廃棄物の削減
③ 製品への環境配慮
④ 化学物質の削減と適正管理
⑤ 水使用量の削減

2　国・地方自治体が定める環境関連法規制およびその他の要求事項を遵守します。

3　責任と権限を明確にした環境経営システムを構築し、継続的改善を行います。

4　全従業員に対して環境教育を行い、環境経営システムの周知徹底と環境意識の向上に努めます。

5　環境経営方針は、全従業員に周知し、社外からの要求に対し開示します。

制定:2016年　2月19日
改訂:2019年10月　1日
株式会社新庄エレメックス

代表取締役　　間　清治

環境活動の取組内容

二酸化炭素排出量削減

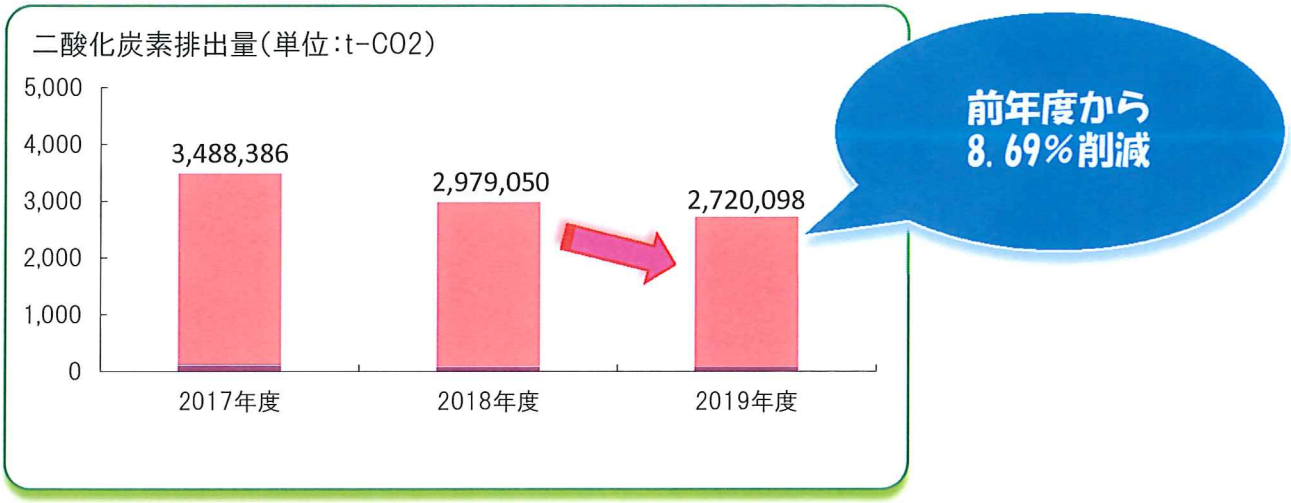

蒸気コイル撤去による空調機効率UP

【改善前】

【問題点】

PKGエアコンは重油ボイラー廃止により
蒸気不使用になっていましたが
熱交換部の蒸気コイルが残っていました。
構造上清掃出来ないため内側が汚れ
風量が十分に得られませんでした。

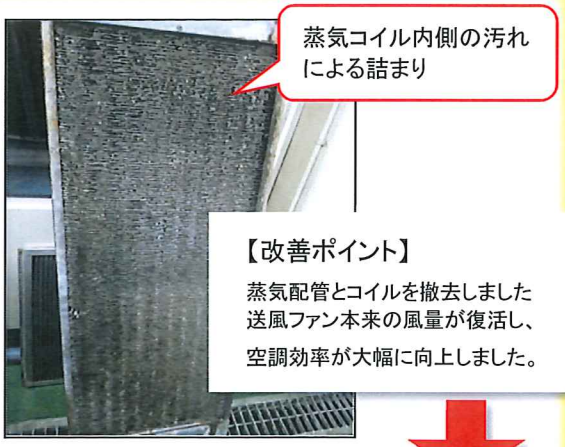

【改善ポイント】

蒸気配管とコイルを撤去しました
送風ファン本来の風量が復活し、
空調効率が大幅に向上しました。

【改善後】

「熱交換器は定期的に高圧洗浄を行っていますが、
蒸気コイル撤去により、表裏両面の洗浄ができる様になり
より効率良い運転が維持可能となりました。」

消費電力削減効果:平均30%効率UP

7.5kw/台X24hX30日X30%=1,620kw

4台で6,480kw/月

年間　77,760kw削減

環境活動の取組内容

二酸化炭素排出量削減

電解液切りブロー化改善(ドライエアー直圧仕様)

【改善前】

従来電解液切りブロー

(ドライエアー直圧仕様)

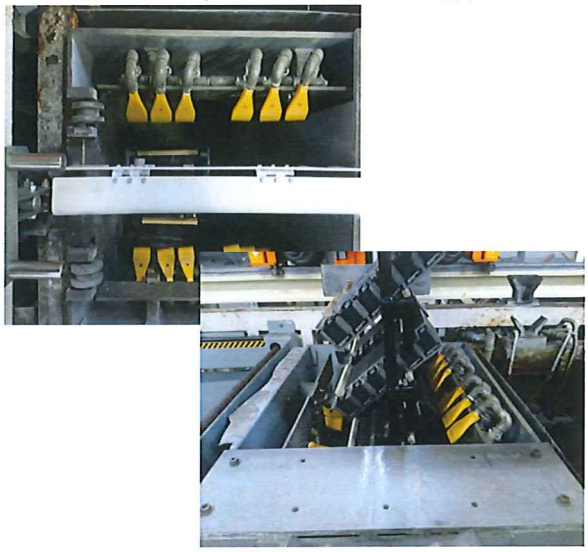

数十秒間ドライエアーが直圧0.6Mpaで連続ブローされており、工場全体の元圧を一時的に低下させてしまいます。

特にモールド装置の真空吸着系に影響大です。

一時的な元圧低下による各工程の設備トラブルを回避するため、余剰にコンプレッサーを稼動していました。(37kw機1台)

余剰ブロワを液切りブローに利用する事でコンプレッサーの負荷を大幅に軽減。

効果:コンプレッサー運転台数1台減。 37kw機

【改善後】 電解液切りブロー(ブロワー仕様)

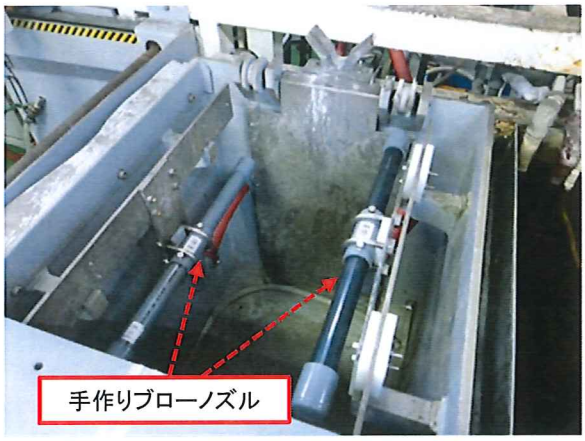

電力削減効果: 現状平均値にて算出
32kwX4hX21日=2,688kw/月の削減効果

年間32,256kw電力削減

環境活動の取組内容

廃棄物の削減

廃棄物量(単位:t)

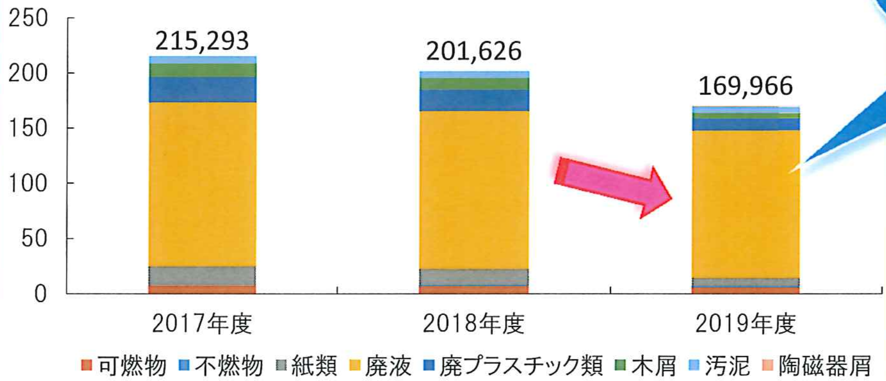

前年度から 15.70%削減

捨てれば、ゴミ

分ければ、資源

研磨カスのリサイクル化

分別迷い箱の設置

小型家電回収ボックスの設置

水銀廃棄物の適正処理(電池・蛍光管の分別)

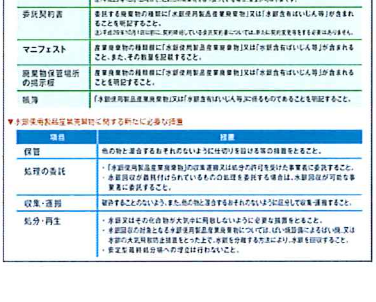

環境事務局：作成

廃 棄 物 処 理 法 改正

水銀廃棄物の適正処理

水銀廃棄物の適正処理について、新たな対応が必要になりました。

▼水銀廃棄物

1 水銀使用製品産業廃棄物・・・当社の廃棄物では「蛍光灯、水銀電池」が該当。※別表1

2. 水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物・・・当社の廃棄物では非該当

3. 廃水銀等・・・当社の廃棄物では非該当

▼水銀関連の産業廃棄物に対する新たな措置

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に共通して、以下の新たな措置が必要です。

項目	必要な記載事項等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることが必要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

▼水銀使用製品産業廃棄物に関する新たに必要な措置

項目	措置
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
処理の委託	・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託すること。
収集・運搬	破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。 ・安定型最終処分場への埋立は行わないこと。

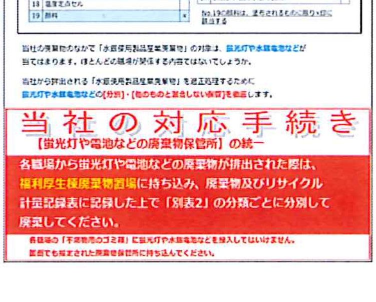

「水銀使用製品廃棄物」とは 別表1

区分①：水銀使用製品のうち表に掲げるもの
区分②：①の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）
区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池		20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるもの）	
2	空気亜鉛電池		21	灯台の回転装置	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む）	×	23	水銀抵抗原器	
5	HIDランプ（高輝度放電ランプ）	×	24	差圧式流量計	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く）	×	25	傾斜計	
7	農薬		26	周波数標準機	×
8	気圧計		27	参照電極	
9	湿度計		28	握力計	
10	液柱形圧力計		29	医薬品	
11	弾性圧力計（ダイアフラム式のもの）	×	30	水銀の製剤	
12	圧力伝送器（ダイアフラム式のもの）	×	31	塩化第一水銀の製剤	
13	真空計	×	32	塩化第二水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		33	よう化第二水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	34	硝酸第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		35	硝酸第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		37	酢酸フェニル水銀の製剤	
19	顔料	×		No.19の顔料は、塗布されるものに限り×印に該当する	

当社の廃棄物のなかで「水銀使用製品産業廃棄物」の対象は、蛍光灯や水銀電池などが当てはまります。ほとんどの職場が関係する内容ではないでしょうか。

当社から排出される「水銀使用製品産業廃棄物」を適正処理するために蛍光灯や水銀電池などの【分別】・【他のものと混合しない保管】を徹底します。

当 社 の 対 応 手 続 き

【蛍光灯や電池などの廃棄物保管所】の統一

各職場から蛍光灯や電池などの廃棄物が排出された際は、福利厚生棟廃棄物置場に持ち込み、廃棄物及びリサイクル計量記録表に記録した上で「別表2」の分類ごとに分別して廃棄してください。

各職場の「不燃物用のゴミ箱」に蛍光灯や水銀電池などを投入してはいけません。[illegible]でも指定された廃棄物保管所に持ち込んでください。
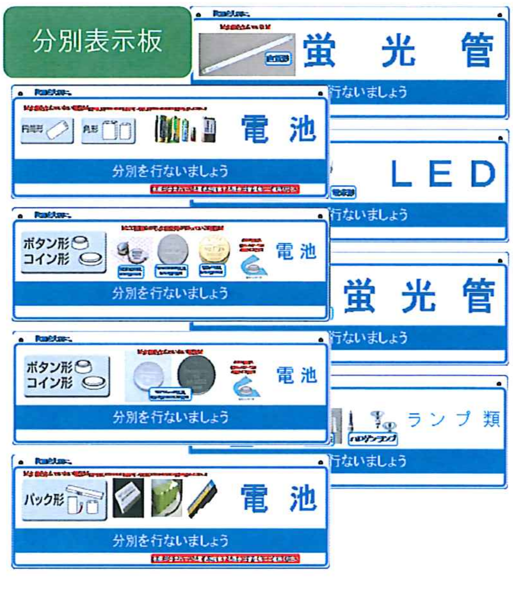
分別表示板